

岐阜市立東長良中学校 クラブ育成会運営規約

第1章 総則

第1条 (目的)

東長良中学校のクラブ活動は、学校の教育目標である「共に自立をめざす生徒」の具現をめざす中で、体力づくりに励むなど運動や文化に親しむこと、自主性や責任感や連帯感を地域で連携して育成することを目的としてクラブ育成会（以下、本会と称する）を設置し、部活動を補完する。

第2条 (方針)

本会は、クラブ活動の教育的な意義を十分認識し、クラブ加入生徒の保護者が運営し、学校と連携を図って生徒の健全育成に努める。

第2章 組織

第3条 (組織)

本規約の対象を、次のクラブとし、各クラブに育成会（以下、各クラブ育成会と称する）を設置する。

野球、サッカー、陸上、男子バレーボール、女子バレーボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、バドミントン、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、卓球、剣道
吹奏楽、科学、美術

第4条 (役員)

- 1 本会には、次の役員等を置き、各クラブ育成会の活動等の調整を行う。
会長、副会長、書記会計（2）、会計監査（2）
- 2 各クラブ育成会に、代表者を置き、学校と連携を図り、その運営にあたる。また、代表者は各クラブ育成会内の活動等の調整にあたり、必要に応じて、各種の役員を置くことができる。

第5条 (役割及び選出方法)

会長は、PTA副会長を充て、会を総括する。

副会長は、各クラブ育成会代表者から互選し、会長を補佐する。

書記会計は、各クラブ育成会代表者から互選し、会計処理を行うとともに必要に応じて会議の記録を残す。

会計監査は、各クラブ育成会代表者から互選し、会計の監査をする。

第6条 (クラブ育成会議)

- 1 本会は、第1条の目的を達成するために、原則として、次のように会議を開催する。
5月・9月 各クラブ育成会代表者会議
その他、必要に応じて会長が招集することができる。
- 2 各クラブ育成会は、それぞれの目的を達成するために各クラブの計画に基づき各クラブ育成会議を開く。

第3章 適用

第7条 (適用)

本規約は、休業日（振替休業日、長期休業日）・休日（土日）・祝日に各クラブ育成会の計画と責任において実施されるクラブ活動、及び本会の運営に適用する。

第8条 (参加者)

クラブ活動への参加者は、本校に在学中の生徒であり、各クラブの育成会規約に基づく者とする。ただし、参加する部活動とクラブは同一であることとする。

第4章 指導者

第9条 (指導者)

- 1 東長良中学校の職員（部活動顧問）、もしくは第10条を満たす社会人コーチ等を指導者として認めることとする。
- 2 指導者は、教育者として法令等に基づいた適切かつ公正な指導を行う。（体罰や暴言、ハラスメントや不適切な身体接触等の行為や違法行為の禁止）

第10条 (社会人コーチ)

クラブ活動の教育的な意義を十分に理解し、指導できる者であること。また、部活動顧問及び各クラブの育成会に推薦され、校長の承認を得た者とする。

第5章 安全確保

第11条 (適正な活動時間の管理)

- 1 クラブの練習時間は、生徒の健康等への配慮から、原則として3時間以内で計画的に行うこと。
(原則として準備や後片付け等を含めて最大4時間までとする)
- 2 運動系クラブ活動での大会や遠征、練習試合、文化系クラブ活動の休日等での個人による活動や大会等で上記の時間を超える場合には、強制的に参加を求めることなく、各クラブ育成会代表者は生徒・保護者に日程や計画等について、理解を得た上で実施すること。
- 3 休日(土日)に実施されるクラブ活動においては、原則として、土・日曜日のいずれかが休養日となるよう、各クラブ育成会で計画すること。
- 4 第3日曜日は「家庭の日」とし、原則行わないこと。ただし、練習試合や大会、大会前の練習(約1ヶ月前)等で、やむを得ず行う場合は、代替の休養日を必ず設けること。
- 5 上記1～4を踏まえ、各クラブ育成会代表者は、休業日(振替休業日、長期休業日)・休日(土日)・祝日のクラブ活動の計画を作成すること。

第12条 (事故の未然防止)

- 1 各クラブ育成会は、けがや事故を未然に防止し、安全なクラブ活動を実現するため、生徒の活動状況を確認し、けがや事故防止のための安全管理に努めること。特に夏場の練習等では参加生徒の健康観察を行うとともに、こまめな水分・塩分補給を心掛け、休憩の時間を十分確保等によって、熱中症による事故を防止すること。また、体調異常を訴える生徒が出た場合の対応について、各クラブ育成会において十分な理解を図り、緊急時に病院への搬送、AEDの使用等、適切に対応できるよう、安全管理体制を整備すること。
- 2 保護者は、クラブ活動への行き帰りの交通事故を防止するために、活動場所への移動について安全確保のために必要なことを指導すること。大会、練習試合の参加で移動する際は、公共交通機関の利用を原則とし、自転車等を利用する場合は、交通ルールの遵守やヘルメットの確実な着用等について、保護者の責任において指導すること。

第13条 (気象警報発表時等の安全確保)

- 1 「暴風警報(岐阜市)」「大雨警報(岐阜市)」「洪水警報(長良川上流・中流)」「大雪警報(岐阜市)」(特別警報を含む)、「警戒レベル3」以上及び台風接近に伴い暴風警報にかわる可能性のある「強風注意報」発表時のクラブ活動は禁止する。
- 2 東海地震注意情報、警戒宣言発表時におけるクラブ活動は禁止する。
- 3 「雷注意報」が発表され雷鳴が確認された場合、運動場でのクラブ活動については、室内に避難させるなどの対応を取り、安全が確認されるまで屋外での練習等は中断させること。
- 4 気象庁の熱中症警戒アラートが発せられた場合、屋外の活動及び、屋内においても空調管理ができる環境以外での運動クラブ活動は原則として行わない。また、屋内外において、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、軽装や着帽等、健康に配慮し活動を行う。熱中症の疑いのある症状がみられた場合には、早期の水分・塩分補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を行う。

第6章 施設借用の割り振り

第14条 (施設借用の割り振り)

休業日・休日・祭日のクラブ活動の割り振りは、原則として次のようにする。ただし、各クラブ育成会代表者相互に協議の上、調整し変更することができる。

体育館	4・7・10・1月	5・8・11・2月	6・9・12・3月
8:00~10:45	バスケットボール	バドミントン	バレーボール
11:00~14:00	バレーボール	バスケットボール	バドミントン
14:15~17:00	バドミントン	バレーボール	バスケットボール

※11:00~の時間帯に関しては、軽食をとる時間を含むため、15分間長く設定している。

運動場	4・8・12月	5・9・1月	6・10・2月	7・11・3月
8:30~11:30	サッカー・陸上	野球	サッカー・陸上	野球
13:00~16:00	野球	サッカー・陸上	野球	サッカー・陸上

第7章 借用の届け出

第15条 (借用書の届け出)

- 1 東長良中学校の施設を借用する場合には、借用者は指定の用紙（「学校施設設備等の借用許可申請書」）に必要事項を記入したうえで、中学校の担当者に提出し、校長の承認を受ける。
- 2 任意の様式にて「クラブ活動責任者・鍵の取扱者」を記載した「当番表」を担当者に提出する。

第16条 (届け出の期限)

「学校施設設備等の借用許可申請書」は、借用の前月25日までに届いているものに限り承認することを原則とする。

第8章 施設の管理

第17条 (借用施設の管理責任者)

借用施設は、借用者が責任をもって管理・運用すること。

第18条 (解錠・施錠)

借用施設が施錠してある場合、借用者（又は鍵の取扱者）は担当者から鍵を借り受け、その責任の元、施設の解錠・施錠し、借用日以降速やかに担当者に鍵を返却すること。なお、鍵の借用・返却については、鍵の取扱者の依頼を受けて生徒が行うこともできる。

第19条 (鍵の管理)

- 1 鍵の管理は、当番表に記された取扱者が責任をもって行うこと。なお、生徒が鍵の開閉を行うことは認めない。
- 2 他のクラブへのカギの又貸しを認めない。

第9章 事故・破損

第20条 (事故・破損の防止)

- 1 借用者は、施設設備・用具等の安全等を確認するなど、使用時の事故、施設設備の破損等がないよう十分注意して使用すること。
- 2 万一、事故・破損等があった場合は速やかに対処し、校長及び育成会長に報告すること。また、全ての処置を終了した後、使用者はその報告書を校長に提出すること。

第10章 保険

第21条 (スポーツ傷害保険への加入)

各クラブに所属するクラブ員のスポーツ傷害保険への加入を義務付ける。

第 1 1 章 規 範 ・ マ ナ ー

第 2 2 条 (飲食の禁止)

クラブ活動中、及びその登下校中の飲食は禁止する。但し、熱中症予防のための水分補給や対外試合等により飲食しなければならない場合は、その限りではないが、ゴミの処理等を確実に行うこと。

第 2 3 条 (服装)

クラブ活動中、及びその登下校中の服装は、学校指定の体操服、ジャージ、ユニフォーム、クラブで定めた服装、または制服に限る。

第 2 4 条 (自転車の利用)

- 1 自転車による登下校は、自転車利用通学許可を得た生徒が、保護者の責任において行うことができる。
- 2 自転車は、学校が指定した駐輪場に整頓して止め、それ以外の場所に止めたり施設内を乗り回したりしない。

第 2 5 条 (環境整備)

施設・設備使用後は、用具の片付け、清掃・整備を確実に行うこと。

第 2 6 条 (貴重品、携帯・情報端末などについて)

生徒が、貴重品、携帯・情報端末などを持参することを禁ずる。

第 2 7 条 (活動の停止)

上記の規範・マナーが守れない場合、校長の判断でクラブ活動の制限や停止を命ずることがある。

第 1 2 章 規 約 の 改 正

第 2 8 条 (規約の改正)

本規約の改正は、PTA 執行部会に諮り過半数の賛成をもって行うことができる。

附 則

本規約は、平成 1 7 年 5 月 1 9 日から施行する。

平成 2 1 年 4 月 一部改正

平成 2 4 年 9 月 一部改正

平成 2 6 年 4 月 一部改正

平成 2 7 年 7 月 一部改正

平成 2 9 年 6 月 一部改正

平成 3 0 年 4 月 一部改正

平成 3 1 年 1 月 一部改正

令和 5 年 9 月 一部改正 (第 1 条, 第 6 条 1, 第 1 1 条 4, 第 1 3 条 4, 第 1 4 条)